

# 自己資本比率規制(国内基準)の見直しについて

## 1. 背景・経緯

- 国際統一基準行の自己資本比率規制については、来年3月末よりバーゼル3を段階的に実施予定。
- 国内においてのみ活動する国内基準行の自己資本比率規制については、
  - ・我が国の実情を十分踏まえること、
  - ・金融機関の健全性を確保すること、
  - ・金融仲介機能が発揮されること、を念頭に置き、これまで検討を行ってきた。
- こうした検討を踏まえ、従来の最低自己資本比率を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案した新国内基準案について、今回、パブリックコメントを実施。

## 2. 新国内基準案の概要

### (1) 最低自己資本比率(4%)の維持

最低自己資本比率については、従来の4%を維持。

### (2) 自己資本の質の向上

規制上の自己資本を普通株式・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促す。なお、協同組織金融機関については、その資本調達の特性に鑑み、優先出資をコア資本に算入することを認める。

<p><u>コア資本</u> = 普通株式 + 内部留保 + 強制転換条項付優先株式 + 優先出資(協同組織金融機関のみ) +/- 調整・控除項目</p>
---

### (3) 実施時期

2014年3月末から適用開始。ただし、原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

(以上)